

令和8年7月2日
釧路開発建設部

特殊車両の取締りを行いました

～計測車両なし～

釧路開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを実施しました。
計測車両はありませんでした。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」※に基づき、違反者対策の強化を進めています。

釧路開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 1 日 時 令和8年6月25日（木） 10:00 ～ 12:00
- 2 場 所 一般国道44号 釧路町別保駐車場（別紙参照）
- 3 取締結果 計測車両 なし

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いするとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部

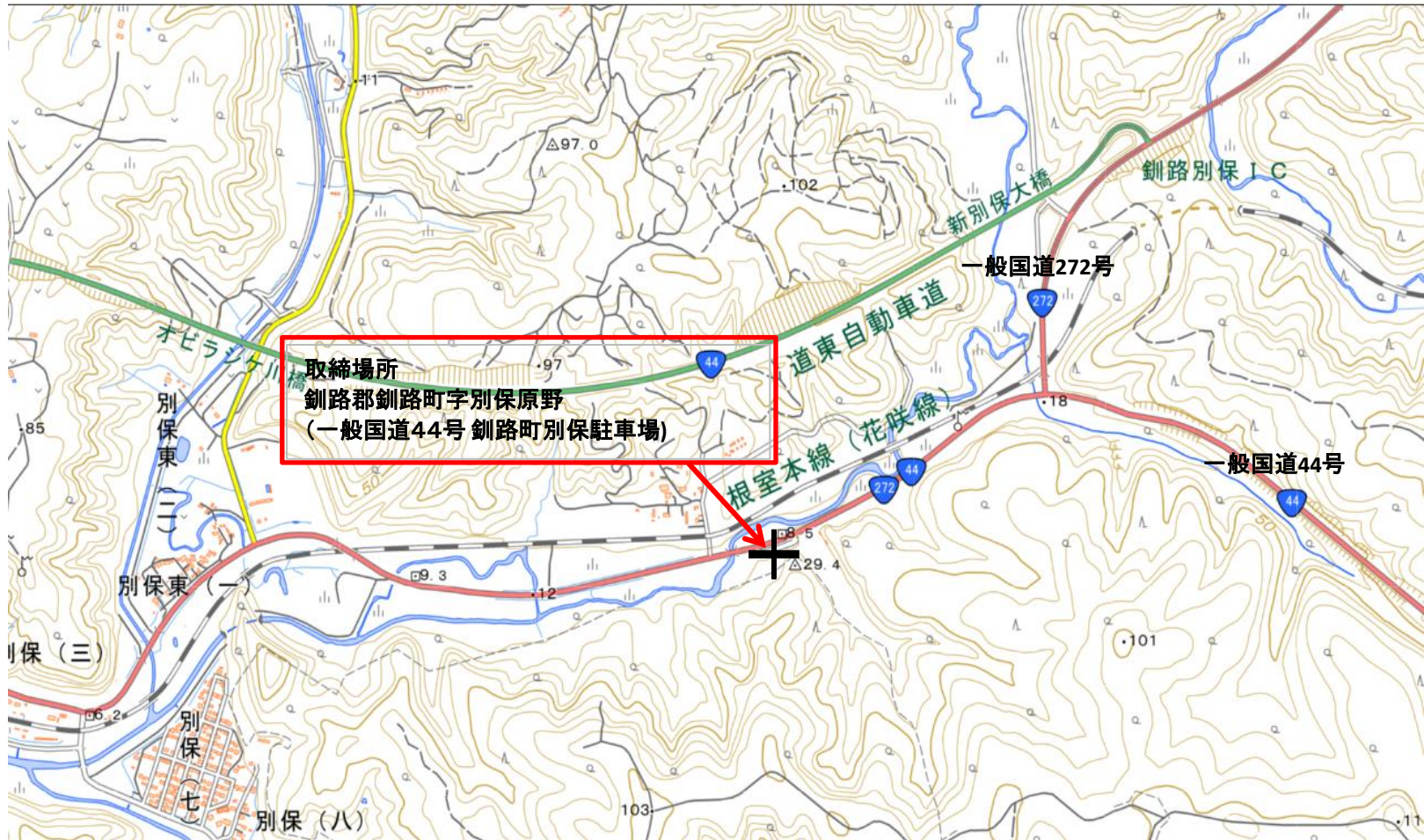
公物管理課 課 長 小坂 晴弘 0154-32-0801（ダイヤルイン）

公物管理課 専門調査官 坂口 透 0154-24-7178（ダイヤルイン）

釧路開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/>



位置図

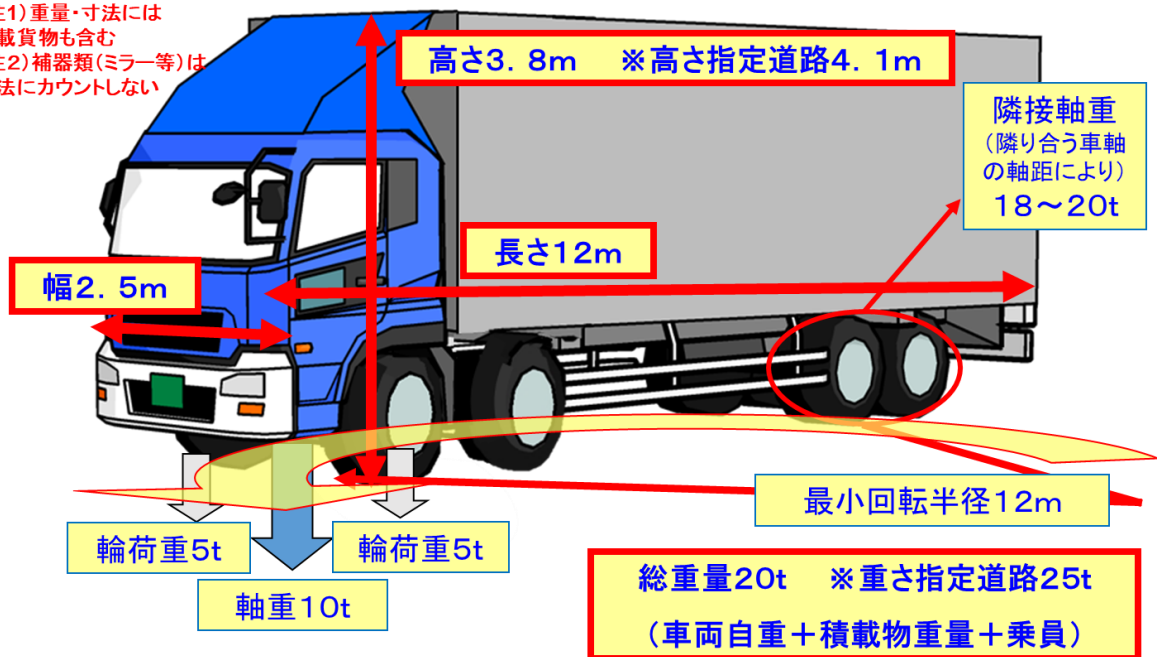


出典：国土地理院ホームページ

特殊車両通行制度と申請窓口のご紹介 (R7.4.1~)

1 自由通行できる一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)


(注1)重量・寸法には
積載貨物も含む
(注2)補器類(ミラー等)は
寸法にカウントしない



原則、上記数値(貨物含む)のうち1つでも超えると“特殊車両”となり、通行には「通行可能経路の確認回答」又は「通行許可」が必要です！

2 特殊車両「通行可能経路の確認」又は「通行許可申請」窓口

①特殊車両「通行可能経路の確認」(特車通行確認制度の全て) 特車登録センター

特車登録センター ((一財)道路新産業開発機構 (HIDO) ※  一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

土日祝除く9:00~17:30 ※道路法第48条の46第1項に基づく指定登録確認機関

電話 0120-161-948 (トウロクトクシャ)

E-Mail hido-tks-info@tks.hido.or.jp

特車確認制度HP <https://www.tks.hido.or.jp/>

★国の窓口を経由しない新たな特殊車両通行制度です。車両登録と起終点設定で通行可能な経路が表示され、即日通行が可能です。是非ともお試しください！

②特殊車両「通行許可」申請手続きに係る相談

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口 (土日祝除く8:30~17:15)

電話 011-611-4160 FAX 011-611-4162

E-Mail hkds-sp-info-tokusya@mlit.go.jp

住所 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目 (4階北側)

③特殊車両「通行許可」オンライン申請システム全般(操作・意見要望等)

特車運用事務局 (関東地方整備局内: 土日祝除く9:15~18:00)

電話 048-601-3223

E-Mail ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

特車ポータルサイト <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> 【重要!】

特車ポータルサイト

特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き